

野田市職員の退職手当に関する条例
の一部を改正する条例をここに公布す
る。

令和4年12月16日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第28号

野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

野田市職員の退職手当に関する条例（昭和30年野田市条例第2号）の一部を次のようにする。

第1条の見出し中「この条例の」を削り、同条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者を除く。」を削る。

第2条第3項中「含む。」の次に「第10条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の次に「（1月間の日数（野田市の休日を定める条例（平成元年野田市条例第18号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）」を、「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第3条第3項中「除く。以下」を「除く。第8条の4第1項において」に改める。

第6条第1項及び第7条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、「又は同法第28条の4第1項の任期若しくは同条第2項の規定により更新された任期の終了」を削る。

第7条の3中「10年」を「15年」に改める。

第8条の4第1項中「（以下」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改め、同条第4項中「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職

員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第14条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第1項各号列記以外の部分中「あつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「この条」を「この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第3項から第5項までを削り、附則第6項中「まで」の次に「並びに附則第9項から第16項まで」を加え、「第6項」を「第3項」に改め、同項を附則第3項とし、附則第7項中「第7条の2」の次に「及び附則第11項」を加え、同項を附則第4項とし、附則第8項中「第7条」の次に「又は附則第10項」を加え、「第6項」を「第3項」に改め、同項を附則第5項とし、附則第9項を附則第6項とし、附則第10項を附則第7項とし、附則第11項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を附則第8項とし、附則に次の8項を加える。

9 当分の間、第6条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したものの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第5条の規定の適用については、同条第1項中「又は第7条」とあるのは、「、第7条又は附則第9項」とする。

10 当分の間、第7条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつ

て、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第5条の規定の適用については、同条第1項中「又は第7条」とあるのは、「第7条又は附則第10項」とする。

1 1 野田市職員の給与に関する条例附則第9項の規定による職員の給料月額
の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

1 2 当分の間、第7条第1項に規定する者に対する第7条の3及び第8条の
3の規定の適用については、第7条の3の表以外の部分中「定年に達する日」
とあるのは「定年（60歳）に達する日」と、同条の表第7条第1項の項、
第7条の2第1項第1号の項及び第7条の2第1項第2号の項並びに第8条
の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「
その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1
年につき」とあるのは「その者に係る定年（60歳）と退職の日におけるそ
の者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

1 3 当分の間、第7条第1項に規定する者（退職の日において定められてい
るその者に係る定年が60歳を超える者に限る。）（市長が定める者を除く。）
に対する第7条の3及び第8条の3の規定の適用については、第7条の3の
表以外の部分中「6月」とあるのは、「零月」とする。

1 4 当分の間、第7条第1項に規定する者に対する第7条の3及び第8条の
3の規定の適用については、第7条の3の表以外の部分中「15年を」とあ
るのは「10年を」とするほか、同条の表以外の部分中「退職の日において
定められているその者に係る定年」とあるのは「60歳」とする。

1 5 当分の間、第7条第1項に規定する者（職制若しくは定数の改廃又は予
算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であつて、任命
権者が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に
限る。）が60歳に達する日前に退職したときにおける第7条の3及び第8
条の3の規定の適用については、第7条の3の表第7条第1項の項、第7条
の2第1項第1号の項及び第7条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の
表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「100

分の2」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 16 当分の間、第7条第1項に規定する者（職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であつて、任命権者が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に限る。）が60歳に達した日以後に退職したときにおける第7条の3及び第8条の3の規定の適用については、第7条の3の表第7条第1項の項、第7条の2第1項第1号の項及び第7条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定並びに第10条第2項、第4項及び第11項第5号の改正規定並びに附則第11項の改正規定並びに附則第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

（野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成19年野田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、新条例」を「、野田市職員の退職手当に関する条例」に、「附則第6項から第8項」を「附則第3項から第5項」に改める。

（経過措置）

- 3 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）に対するこの条例による改正後の野田市職員の退職

手当に関する条例（以下「新条例」という。）第1条の規定の適用については、同条中「（以下「職員」という。））」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

- 4 新条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。
- 5 新条例第2条第3項及び第10条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。